

## 令和5年度都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和5年度当初予算における都市計画税の充当状況については、以下のとおりです。

都市計画税予算額

1,045,591 千円

(単位:千円)

区 分	令和5年度 当初予算額	一 般 財 源	
			うち都市計画税
ごみ処理施設	188,458	188,458	187,478
街路事業	339,382	30,054	29,898
橋りょう事業	5,500	5,500	5,471
公園事業	23,340	20,233	20,128
土地区画整理事業	41,015	7,241	7,203
地方債等償還額	799,572	799,572	795,413
合 計	1,397,267	1,051,058	1,045,591